審査の結果の要旨

論文提出者：齋藤邦明
論文題目：近現代日本の農業投資と土地制度に関する政治経済史的研究
審査委員：谷本雅之（主査）、有本寛（一橋大学）、岡崎哲二、加瀬和俊（帝京大学）、小島庸平
公開発表会：2017 年 9 月 7 日
審査委員会：2017 年 9 月 7 日
口述試験：2017 年 9 月 7 日

本論文は、第 1 次世界大戦後から戦後高度経済成長開始前までの日本の農業投資と土地制度の実態を、新潟県蒲原地域を対象として、農地に対する権利関係との関連のもとに明らかにすることを課題としている。論文の構成は以下の通りである。

序　章　本研究の課題と問題の所在
第 1 章　新潟県の地域経済と農村の特質
第 I 部　農業投資
第 2 章　内務省直轄河川事業の展開と上流部水利組織の対応―上郷水害予防組合を事例に
第 3 章　1940 年代の大規模土地改良事業と下流部水利組織の対応―新川疎水普通水利組合を事例に
第 II 部　農地政策と土地制度
第 4 章　戦前自作農創設維持事業の展開
第 5 章　農地改革の政策実施と農地所有権
第 6 章　1950 年代前半における地域農業政策の展開
終　章　総括と展望

序章では、近現代日本経済史における土地制度および農業投資についての諸研究が、地主・小作関係への関心を焦点とした前者と、水利研究の文脈での取り組みを中心とした後者とで、別々に進められてきた傾向が強いこと、それに対して本研究は、公共投資と私的所有権との関係の歴史実証的考察を課題とし、この両者を合わせて検討することを意図していることが述べられる。続く第 1 章は、対象とする新潟県蒲原地域の特性の検討に充てられている。災害記録の渉猟から水害常襲地であったことが改めて確認された上で、1920 年代の大河津分水工事の完成が災害防止の一つの画期となったものの完全な防止にはいたらず、その後も各地で農業投資の実施が要請されたこと、おもな検討対象となる中野小屋村は、比較的経営規模の大きい自小作農中心の不在地主型村落であったこと、そこでの小作契約は、相対的に低い小作料の一方で、小作側に小作地修繕費負担が義務化されていた

ことが示されている。

以下の本論では、第 I 部（2-3 章）で農業投資、第 II 部（4-6 章）で土地制度と農地政策が論じられる。第 2 章では、近世から明治期までの信濃川およびその支流に対する水利事業が概観された後、上郷水害予防組合による灌漑排水事業の展開が検討されている。内務省による大河津分水事業による影響で地域の用水不足に直面した同組合は、負の影響を及ぼす新川地域（下流地域）に対して、その対策として行われる排水事業の費用を負担し、また滞りがちな県補助金の一時的な立て替えも行いつつ、主体的な判断のもとで用水工事を実施した。それを支えたのは、大字レヴェルでの等級設定に基づく組合費の順調な徴収に、行政・金融機関からの資金導入を加えた、安定的な財務基盤であったとされている。

第 3 章では、新川地域の水利組織の対応が検討対象となっている。明治末以来の同地域での排水改良事業への取り組みは、上流での工事の影響や技術的な困難によってその効果が限定的であり、地主の今井家の反対姿勢もあって、1920-30 年代には目立った事業展開はみられなかった。しかし戦時の食糧増産政策の下、1940 年代に入ると大規模土地改良事業の動きが現れ、県知事・県職員の視察と働きかけもあって、1945 年に農地開発事業団による大規模工事が始まった。戦後の同事業団の閉鎖機関化にともない、工事は国営事業へと切り替わり、1953 年を完成予定とした当初の計画を超えて、最終的に 1973 年まで事業が実施されている。この土地改良事業の進行によって 1950 年代には乾田化の進行や減収リスクの低下が実現した。また事業の受け皿として、明治期には挫折した上流・下流統一の水利組織（西蒲原郡土地改良区）が設立されたことも指摘されている。

第 II 部第 4 章では、戦時期の自作農創設維持事業（第 2 次施設 1937-1942 年、第 3 次施設 1943-1946 年）の実施過程の検討を通じて、農民の土地購入の動機が論じられる。水害常襲地帯の当該地域では、水損リスクの分散化のため、定期的に耕地の割替を行う割地制度が近世期に定着しており、地租改正後もその影響は、割替の持分権としての「軒前」の設定として存続した。小作契約は軒前単位で結ばれ、軒前をもつ小作人が地租・水利費の公租公課を直接負担し、軒前の自由な転貸・譲渡も認められていた。当地の自作農創設維持事業における農地価格は、この軒前分が差し引かれることで低廉となり、戦時インフレによる農民側の余剰獲得をもう一つの条件として、第 3 次施設における全国的にも高い自創事業の実施率につながったことが明らかにされている。著者はその背景として、土地改良への法的参加権は土地所有を条件とするものであり、経営発展を指向する農民側には、この参加権獲得への志向性が存在していたことを主張している。

第 5 章は、中野小屋村の農地改革の実施過程の分析である。同村の農地買収計画は、戦前来の「慣行小作権」の実態に基づき、それに価格を設定して買収対価から差し引く「耕作権価格方式」が採用されることで、一挙に進展した。その背後には、土地改良事業関連支出が大きな部分を占める公租公課を、小作側が負担していた事実があった。また、経営面積の上限についても、全国的な基準である 3 町を上回る 3 町 4 反から 6 反に設定され、比較的大規模な自作農経営が生み出される結果となった。著者はこれを、農地改革と並行

して展開する土地改良事業と整合的な制度設計であり、農地改革によって与えられた農地に対して、生産性向上の誘因を与えるものであったとしている。

第 6 章は、1940 年代後半から 50 年代前半の農業振興計画について、その政策背景・実施・効果を新潟県を事例に検討している。新潟県農政に関わった学識経験者二人の政策構想―水稲単作から多角経営への転換―の紹介がなされた上で、新潟県ではすでに 1940 年代後半に農業短期生産計画が立案・実施されていたこと、その延長線上に国庫補助の途を開いた積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法制定を受けた 1950 年代の農業振興計画の立案・実施があったことが明らかにされる。次いでモデル部落に指定された中野小屋村曽和集落での経済効果が検討され、事業の重点は生産基盤の整備にあり、裏作推進や家畜の導入といった多角経営への転換は後退していたこと、農家は米作の安定を指向するようになったことが指摘される。著者はその過程の中で、農地利用における農家の自主性（能動性）が制約され、政策実施における農家の受動的な対応が生み出されることになったと結論付けている。

終章では、1－5 章の要約を踏まえて、近現代日本における農業投資と土地制度の関係が、「官」と「民」の「共依存関係」醸成のプロセスであったとされ、第 6 章で指摘した 1950 年代の農業振興計画の生産効果の限定性が、結果的に高度経済成長以降の、補助金を通じた「民」の「官」への依存を深める契機となったとされている。

近現代日本を対象とする経済史研究において、地主制と農地改革は研究の焦点の一つであった。また新潟県蒲原地方は、戦前期日本の地主制の一つの象徴である千町歩地主を輩出した地域であり、これまでにも多くの言及がなされている。本論文は、この研究蓄積の部厚い分野に、独自の切り口と水利組織や地方自治体の一次資料の渉猟によって取り組んだ優れた成果である。特に自作農創設維持事業および農地改革の実態解明の中で、小作農民の有する耕作権の強さが買収価格の相対的低廉さという形で明確に示されたことは、水害による農業経営リスクの大きさが、農家経営の脆弱さと地主への土地集積と従属を生み出したとするこれまでの研究に再考を迫るものであり、高く評価される。水利組織を介した土地改良事業への農民による自律的な取り組み（「農民的土地投資」）が明らかとなったことも、地主制下の農業経営に対する新たな評価につながる成果であり、さらにそこで農民の土地所有動機の源泉として土地改良への志向性が提示されたことは、農地改革の生産力的な効果をめぐる議論にも一石を投じるものといえよう。

もっとも本論文にも、問題点は残されている。第一に、第 1 章から第 5 章までを通じて論じられる農民側の能動性が、1950 年代の農業政策の中で受動性に転換するとする議論が、多角経営化から稲作重視への転換の背後にある農産物価格の動向やそれに影響をあたえる政府の価格政策への言及がないままに主張されているため、論理的にも実証的にも十分に説得的ではない。それゆえ、補助金への依存を強調する「土建国家」論への展望も、短絡的な印象が否めなかった。第二に、水害常襲地帯であるが故に形成されたとされる近世来の軒前の存在が、小作人の耕作権の強さとどのような関係にあるのかが、論理的にも、ま

た実態的にも明確ではない。そのため、耕作権の存在が当該地域に固有な特徴なのか、より一般性を有する事象であったのかの判断が難しくなっている。また、本稿の着眼した所有権と土地投資との関係については、農業経済学・開発経済学の観点からも研究が進んでいる問題であり、本稿での事実発見を、それらの先行研究に対して位置づける努力も望まれる。

しかしこれらの点は、著者の今後の研究によって解決されるべき検討課題というべきものである。本論文に示された優れた研究成果は、著者が自立した研究者として研究を継続し、その成果を通じて学界に貢献しうる能力を備えていることを十分に示している。したがって審査委員会は、全員一致で、本論文の著者が博士（経済学）の学位を授与されるに値するとの結論を得た。